

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所3号機及び大飯発電所3、4号機 所内常設直流電源設備（3系統目）設置工事に係る設計及び工事計画認可申請【5】）」

2. 日時：令和3年11月4日（木） 14時00分～14時55分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、畠山安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保全計画グループ マネジャー※ 他11名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料（その1） 美浜3号機所内常設直流電源設備（3系統目）設置工事
- ・資料2 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料（その1） 大飯3、4号機 所内常設直流電源設備（3系統目）設置工事

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:07	原子力規制庁の畠山です。これより、関西電力大飯発電所及び美浜発電所の第3電源に係る設工認のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:19	よろしくお願ひします。本日は原子力規制庁から席調査官スズキ、
0:00:26	未収自信作ハタケヤマの三名で出席しております。
0:00:32	本日のヒアリングについては関西電力から今日いただいております。美浜発電所と大飯発電所の補足説明資料その1を用いてですね、ヒアリングをスタートしたいと思います。こちら特段、関西電力から名に説明した事故がなければこちらからの質問事項に入りたいと思いますが、
0:00:53	事業本部、よろしいでしょうか。
0:00:57	関西電力事業部ヨシザワです。その進め方でお願ひします。
0:01:03	はい。承知いたしました。
0:01:06	では、美浜発電所の補足説明資料その1の
0:01:11	ページ番号26ページ、お開きいただければと思います。
0:01:29	26ページの添付資料の規制の考え方について、まずちょっと前提条件から確認をさせていただきたいと思ひます。
0:01:37	今、火災防護の説明書溢水の説明書等、規制の考え方について説明いただいておりますが、
0:01:45	まず、火災と溢水について確認でございますが、
0:01:50	こちらの規制の考え方について、既設のため対象外とするということが切り替えればについて美浜書かれておりますが、こちらというのは、途端に既設だから対象外というわけではなく、今回の火災について、あと溢水については、時認可の設計から変更がないことから、
0:02:09	対象外という認識でよろしいでしょうか。
0:02:14	はい、関西電力ヨシザワでございます。その認識でございます。
0:02:18	むしろ規制庁ハタケヤマです承知いたしました。それがわかるようにまずはこちら適正化いただきたいと思います。その上で、耐震性に関しては、単純に既設というだけで対象外というわけでもなく、今回に関しては、
0:02:33	特に高い信頼性の観点から、
0:02:37	Ssの機能維持等へとSDとし、
0:02:42	の観点で追加の設計は変更がある部分があるので、改めて説明をしなければならぬ、要は評価の対象になるということで今書かれているという理解でよろしいでしょうか。
0:02:56	はい、関さ如実ヨシザワですとの理解で記載しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:01	はい、承知いたしました。ということだと源多いどちらにおいても、当所内常設直流電源設備、全体として耐震性については評価対象となっているということで理解いたしました。
0:03:14	その理解でまず話を進めたいと思いますが、耐震性の説明書について、関西電力の今の説明ですと、
0:03:26	申請書に添付されております充電器、
0:03:30	当蓄電池以外については、今実態としては、申請書の中には説明がメインにされていないところです。それについては、代表性があるということで今補足で説明されているところですね、こちらについてちょっとあの確認をいたしました、こちらの認識として代表性という、
0:03:50	補足の 27 ページ以降の方確認したとしても、代表性というのは、今説明ができていないと思っておりますネットというのもそのも、こちら今つけていただいているケーブルトレイであったり、切替盤というものについては、
0:04:06	あくまで評価の結果としてですね、結果のほうをちょっと述べているものにつきなくてですね、例えば重さ。
0:04:13	だけが指標になっていて、
0:04:17	重さが重いものが必ず評価厳しくなるというような評価の手法であれば、一番多いのが代表だといえるかと思いますが、耐震性の評価にあたって重さだけでは評価ができないと思っております。そういった意味で絶対的なだ以前性を持った
0:04:35	代表性というものはメインに説明できてないと思っております、そういった意味では、補足説明資料で、結果の整理というものについては代表性というものは説明ができないと考えております。こちらの方、見解について関西電力の見解をお聞かせください。
0:04:52	はい、関西電力の須沢でございます。代表性については 14 は、思いということプラス、設置場所における加速量、これがどうかというところの 2 点で評価で考えております。
0:05:08	この補足説明資料①ー34 ページをご覧ください。
0:05:15	34 ページで計算モデルというところで版に係る力ですね、これの計算式載ってますけども、0mというのが授業でCHってというのが、
0:05:31	水平方向の
0:05:34	家族しん 1Gというところ平方方向の加速度になります。ft=Maというそういった単純に

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:48	物理学の中ではいますけれども、この重量とか速度、これのセキがかかる力というふうに考えたときに、この美浜3号機については、充電器が重量が重いとその上で、
0:06:05	加速度についても大きいというところで、ここでもって十分に代表性があるというふうに考えています。
0:06:18	原子力規制庁の畠山です。今お話いただいた内容というのは、
0:06:24	補足説明資料として、このように計算モデルなど概念を説明いただく分には補足説明資料としては、説明ができていくということかと思いますが、それは結構やはり結果論としてはならないと考えておりますというのは
0:06:41	今おっしゃっていただいた重量であったり、その建屋の
0:06:48	当特性なども含めてですね、それは説明がされることによってその結果として、充電器が項目系統一番厳しい値となるそれらが出てくるものと思います。要は切替盤とかに関して、
0:07:03	常にどのような状態にあっても何かしらの盤に包絡されるというような結果が右に示されるような状態でのどのような状態にあっても何かしらに包絡されますという
0:07:17	ことが証明できるようなことであれば、
0:07:22	代表性というものは、だからある程度説明性はあるかと思いますが、現状は結果を説明いただいているだけだと思っております。
0:07:33	はい、関西電力ヨシザワでございます。この設計用加速度っていうのはあの耐震計算する前にすでに床ごとです、どういう過疎床応答加速度が出るかというのはもう出ておまして、
0:07:49	それを確認することで、重要とのセキ、これを比較することで十分どっかどれが代表性があるかというのは判断できるというふうに考えています。
0:08:04	26 規制庁ハタケヤマです。それは申請書のほうで判断できるとおっしゃっていますでしょうか。今補足で判断できるとしか言われていないと認識しています。
0:08:17	はい、関西電力ヨシザワでございます。申請書には代表設備であるというところでしか今書いてないので、この切り換え盤等の比較という記載はないんですけども。
0:08:32	もしそういった代表性の考え方の記載が必要ということであればその辺については記載充実したいと思います。
0:08:45	原子力規制庁の竹山です。代表性については、仮に申請書で御説明いただいたとしても代表性の合理性が説明し切れなければいけないと思っております。
0:08:55	どのような状態にあっても

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:58	切替盤というものが何かしらの場に包絡されるという結論を
0:09:04	説明ができなければ結果としては、
0:09:09	何かしらの結果論で説明するしかほかないかと思えますとなると、どちらにもその
0:09:16	切替盤の強化というものをしなければならないように考えますがその点を御説明いただけますでしょうか。
0:09:29	はい、関西電力ヨシザワでございます。こちらとしては、補足説明資料で計算する前の諸条件でもって代表性というところを
0:09:44	確認をしてそれを申請代表設備のものを申請書につけるということで進めてきているわけですがけれども、その辺り結果論として、やっぱり代表でしたと。
0:10:00	いうことは認められないということであればですね、この切替盤、これ季節ですけども、特に高い信頼性というところでの確認がありますんで、耐震計算書をつけると。
0:10:16	いうことは、こちらも考えたいと思います。
0:10:21	はい。
0:10:23	はい。原子力規制庁ハタケヤマです。等は耐震計算書、切替盤と後追いでと時不足が存在しますのでそちらの耐震計算を補正にてつける旨を検討されるということで承知いたしました。
0:10:39	その上で、また、
0:10:42	補足説明資料 26 ページに戻っていただければと思いますが、
0:10:49	とケーブルトレイと電線管公開新設する場所があるかと思いますが、こちらについて、
0:10:58	標準支持間隔法によって許容値を満足する方法を設計しているが、
0:11:04	こちらは、
0:11:05	耐震性に関する説明書に記載した実績がないということを今補足で書かれておりますが、
0:11:14	こちらで確認している限り、
0:11:19	大飯 3 号機の緊対所の節項に、
0:11:25	2015 年 12 月に出されているものの、
0:11:32	資料 10-11、
0:11:34	セキ配管の支持方針というもので、こちら基本原則として
0:11:42	退避の指示方針というのが書かれておりますが、これはケーブルトレイを含むとして書かれていると認識しております。ですので、
0:11:51	これ説明した実績がない会社実績がないというのはちょっと緊待所のこと考えると、実績はあると認識しておりますが関西電力の見解を

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:02	お聞かせください。
0:12:05	はい、関西電力ヨシザワでございます。詳しい経産省の整定いないというところでちょっと実績について記載してましたけれども、おっしゃるようになりますね、配管括弧現ケーブルトレイ類含むということで、これまでの
0:12:22	公認申請もしていますんで、これについてはこちらで確認不十分でしたので訂正させていただきたいと思います。
0:12:33	はい、承知いたしました。こちらのほうについてはまず補足をしていただくことが前提かと思いますが、
0:12:41	今の方針というのは、ケーブルトレイとかも含めて、指示方針に含める形で補正するという意図でしょうか。ちょっとその意図を確認させてください。
0:12:54	はい、関西電力ヨシザワでございます。緊待所の支持構造物の基本原則というところで、標準。
0:13:06	同じ期間確保、これであるというところをねががありますんで、今回のその機器まで電線管ケーブルトレイ、これについても、基本的には同じ手法で設計しますんで、緊待所の
0:13:23	これを参考にしてですね、同じように記載したいと考えております。
0:13:31	原子力規制庁の畠山です。承知いたしました。
0:13:43	はい。
0:13:44	はい。
0:13:47	見せる規制庁ハタケヤマです。
0:13:52	続けて
0:13:55	火災の趣旨説明書について確認をさせていただきたいと思います。課題の申請書、どちらでも構いません。
0:14:02	申請書のほう手元でございますでしょうか。
0:14:06	よければ美浜でお話ししたいと思います。
0:14:13	はい、関西電力の白井でございます。申請説明書用意できました。よろしくお願ひします。
0:14:28	原子力規制庁の畠山です。
0:14:31	では美浜のですね。
0:14:34	M3 の添 4-12 ページをお開きお願いします。
0:14:39	ほか、
0:14:43	続けさせていただきますと、M3 の添 4-12 ページのところで、こちら 4 ポツ 1 E 所内常設直流電源設備の火災発生防止に係る部分ですね、こちらの中でですね、油内包機器でそれ火災の発生防止対策。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:01	というものが記載がありましてですね、その中の括弧というところで潤滑油の漏えい及び拡大防止対策というものがございます。
0:15:11	こちらのほうでですね、油順内包機器はという主語になっていて、油漏えい防止の説明がなされているところがございます。ただ今回の申請の中に油内包機器というものは、系統存在しないものかと考えておりますが、
0:15:27	まず、
0:15:29	前提として確認しますが、
0:15:32	第3電源にはレートを潤滑にも
0:15:37	含めた潤滑油と燃料油ですね、こちらを使ってないという認識に間違いはないでしょうか。
0:15:46	はい、関西電力ヨシザワでございます。第3バッテリーには油内包機器潤滑油の機器ございません。
0:15:57	はい。
0:15:57	ということでございますと、潤滑油も
0:16:03	ないということでありますので、こちらの申請で言うと、油内包機器というのは、申請の対象外であることが書かれているように思います。基本的に申請の対象の外にあるものが作成されるような審査、申請書になりますと、
0:16:20	こちらの内容について審査しなければならないことになるかと思いますが、こちらは対象外ということであればそれが目に見えるようにしていただきたいと思いますが、こちらはよろしいでしょうか。
0:16:34	はい、関西電力ヨシザワでございます。この火災ホーム説明書全体についてですけれども、ちょっと美浜3号の補足説明資料その1-26ページにも記載しておりますけど。
0:16:49	コンタこの説明書にはですね、本申請設備関係のない正規の期待もあるということで、火災発生防止、火災感知評価関係ないものも含めて、セキの設計を記載しておりますんで。
0:17:06	今言われたようにですね申請に関係あるないというところがそれぞれの設計をもとにですね、明確にわかるように記載を修正して補正したいというふうに考えているところがございます。
0:17:21	原子力規制庁の畠山です。当火砕のところについては申請に全く関係ないものについて、あとは難しい言葉を付け加えるのであれば、時に委員会ですでに説明していて、それらから変更がないもの。
0:17:39	要は今回の審査の対象とならないものについても同様に記載を適正化いただきたいと思いますが、その点をご理解いただいておりますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:50	はい、関西電力ヨシザワでございます。本申請に全く関係のないもの、あと関係するけれども、既工認から設計に変更がないもので直接適合する設計、この3種類があると考えてますんで。
0:18:08	それがわかるように記載を切り分けたいというふうに思っております。
0:18:15	はい。原子力規制庁ハタケヤマです。そのように補正をいただければと思いますんで、今お話しした内容というのは火災以外にも同様にいることかと思えます。その他の設計についてはですねえと既設のものなのか新設のものかってことはまず明確にさせていただいた上で、
0:18:33	それがすでに認可されているものと同一のものなのか、或いは今回申請対象なのか、そういったことについては、申請書の中でメイン見えるようにしていただければと思います。
0:18:48	はい、関西電力ヨシザワでございます。了解いたしました。
0:18:57	続けてちょっと確認をさせていただきますと、同じページM3.4-12ページのところ、下のところとか油内包機器の配置上の考慮というところがあるかと思えます。
0:19:09	この中でですね。所内常設直流電源設備は油内包機器の火災による影響軽減するために、
0:19:17	壁の設置もつと油内包機器筋肉質せずという文言があるかと思えますが、この中で、
0:19:26	えっと、油内包機器の火災による影響軽減するために行っておりますが、
0:19:32	基本設計方針のほう確認すると加西得る影響軽減というものは、
0:19:42	基本設計方針上まず右されていないかと思っています。かつ、こちらはSA設備なので、影響軽減の観点というのは、特段の説明というものが、
0:19:54	あるものでは、
0:19:56	求められているものとちょっと異なるように感じますがここの影響軽減というのはどういう意図で書かれているのか御説明いただけますでしょうか。
0:20:28	もう少し付け加え超えますと、M3-2.4-1ページの最後のところですね、火災の影響軽減を説明するということですね、営農以西設備等に影響軽減が説明されずというものは少し
0:20:47	Fa設備に対する要求と異なることをしているように見えるのでそこを御説明いただければと思ってます。
0:20:55	はい、関西電力の白井でございます。M3の添4-1ですけどもあたりの影響軽減にという記載につきましては、これは大間違いですんで削除したいと考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:10	あとは油内包委員との分離というますか、配置上の考慮、これで影響軽減するためというところで、これにつきましても、今の火災による影響大きい火災の影響軽減と
0:21:25	いうところ等混同するおそれがあるので、一括工認等の記載も確認をしてですね、適正化したいと思います。
0:21:39	はい。お願いいたします。今お話したのよ水素濃度記載などそういったところにも影響軽減という言葉が使われていってますので、そういったところの確認をお願いいたします。
0:22:06	原子力規制庁ハタケヤマ 2000 続いて、M3.4-19 ページに確認をお願いします。
0:22:18	すみません、ちょっとこれは事実確認でございますが、M3 提言 19 のところで不燃性材料または難燃性材料でないものしようというところでございますが、この中で金属製の内部の電気配線と●●(非開示情報)の伝送
0:22:35	これらについては不燃性難燃性でないものをしようということですが、この他、例えば、当中操における信号機の系統だったりそういったところで、
0:22:48	難燃性不燃性でないものしようというものはないと理解してよろしいでしょうか。ここに書かれてるもの以外はすべて不燃難燃ということではよろしいでしょうか。
0:23:31	はい。
0:23:34	申し訳ございませんちょっと音声
0:23:37	まとめたものもちょっと話したので、もう一度お話をさせていただきます。
0:23:44	M3 の添 4-19 ページをお開きいただければと思います。
0:23:51	続きます。こちらのほう、不燃性材料または難燃性材料でないものしようという項目がございます。こちらについて、
0:24:00	今、金属製内部の電気配線と蓄電池の電送が、
0:24:05	不燃難燃でないということが書かれておりますが、例えばその中操における信号とかそういったところの中で、
0:24:15	今書かれている申請書の(エ)括弧B以外のところで、
0:24:19	不燃性材料の難燃性材料でないものは使用しないという理解でよろしいでしょうか。これは事実確認です。
0:24:34	関西電力の白井です。すいません。ちょっと今の御質問に対してですけれども今回の申請の反映という理解でよろしいでしょうか。
0:24:45	はい。今回の申請する範囲の中で、
0:24:51	原子力規制庁の畠山ですおっしゃるように今回の申請の範囲での話でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:59	うん。
0:25:01	関西電力の白井です。おっしゃる内容で、
0:25:06	その傾向かと存じます。
0:25:09	はい。
0:25:10	はい。今申請書に原子力規制庁いただければですね、今申請書に書かれているというの19のところ以外については、燃性不燃性材料を使用しているということで承知いたしました。
0:25:25	はい、ありがとうございます。
0:26:05	規制庁西内です。ちょっと補足説明資料のほうに戻っていただきたいんですけど。
0:26:12	当美浜のほうでお願いします美浜の25ページのところ、
0:26:19	よろしいですか。
0:26:24	はい、関西電力ヨシザワです。要しました。はい。まず表1のこれは多分整理の話だけなんですけど。
0:26:33	この表1の記載を見ると、④、まずあれですよね非常用電源設備の分類として①から④の分類をしてそれに該当するものを申請書には記載をしていますって説明の表だと思うんですけど。
0:26:47	この記載だと、④の現場操作盤に本申請で言うところの電路が該当するような表になってるんですけどその理解でよかったんですけど。
0:27:05	はい。関西全カヨシザワでございます。④は重大事故当時の現場操作という操作盤というところで対象にしてまして、今回3系統目の限度は蓄電池3系統目から、
0:27:20	既設の直流き電盤までの電路ですね。直流き電盤自身は含んでいないというふうに考えておりまして、実際操作する盤というのは直流き電盤既設の盤のほうになります。
0:27:40	規制庁西内です。質問したのは電路の部分でして、電路がこの④の現場操作盤に該当する表になってるように思えるんですけど、その理解でよかったですかという質問です。
0:27:53	関西電力ヨシザワでございます。すいませんさんの電路という記載につきましては、これは現場操作する場合には当たりませんので誤記でございます。
0:28:10	はい。規制庁西内です。そういう意味でちょっとこの表が何か誤解を与えるような表になっていたので、まず直してくださいというのが一つで、その際に、じゃあ電路って、
0:28:20	何で今回申請書に書いてるんですかというのと、なんで書いてるんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:27	はい、関西電力ヨシザワでございます。これは設置許可の添付資料は添付書類 8 のところから蓄電池E3 系統目及びその練度はというところで、耐震設計について記載ありましたんで。
0:28:44	教科整合の観点で今回の設工認のほうにも本文に記載さしてもらっているという。そういう経緯でございます。
0:28:54	はい。規制庁西内です。同じ理解テーマを正確に言うと私は特に高い信頼性を体現する設計として耐震性を有するっていうその第 3 年限特有の時特有の固有の設計として出てくるものと理解をしています。
0:29:11	なので、この表でどこまでどう整理することは任せしますけど、少なくとも①から④の今までの整理にのっかって書かれているものではないと私は理解をしています。
0:29:23	なのでいうなれば⑤っていう第 3 年限こういうのを設計として本文に書いているものっていう理解なのかなと思うのでちょっとそこら辺は間違いがないように適正公表をお願いしますというのがまず 1 点目ですよろしいですか。
0:29:39	はい、関西電力ヨシザワです。了解いたしました。
0:29:43	はい。規制庁西内です。出続けて 25 ページの資料の下にIPTレン機器の切り換え盤とか、
0:29:52	④に該当しないものとして書いてますけど、これ具体的にはあれですかねその今回の電路で言うところの切り換えますとかと同様に中操から遠隔操作を行う盤という理解でいいですか。
0:30:11	はい、関西電力ヨシザワでございます。中央操作で自動切替されるものもあれば現場での手動で切り換えものもあるという。
0:30:22	そういう版になります。
0:30:27	規制庁に周知です。私質問したのこの表 1 の下の 3 行で書いてるYトレン機器の切り換え盤とかの話なんですけど。
0:30:37	これはあれですよねその本文に書いてない盤の例として示しているの、現場での操作盤、現場での手動操作を行う盤はそもそも④で基本設計方針に書いてるって理解でいいですよ。だからここで言っている場合トレン機器の切り換え盤とかは、現場操作を行う。
0:30:54	版ではなくて中操からの遠隔操作を行う盤と理解をしていいですかという質問です。
0:31:03	関西電力ヨシザワでございます。この 25 ページの下の方に例として書いてあるのは、主に礼儀設備としての現場の盤を意識しているというか、さしておまして、デイリー設備の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:20	バンツですんで、④のように、重大事故等時の操作がないというところで例示しているものでございます。
0:31:30	規制庁西内です。了解しました。そういう意味でいうとちょっと質問を変えるんですけど、今回のようにSAの電気盤、SAの政治に使用する電器盤でただな現場操作をしない、いわゆる中操からの切り換えだとかあと自動化自動切換とか、
0:31:47	行われる版っていうのは、今までやってるんですかね。
0:31:54	。
0:31:56	はい。
0:31:58	はい、関西電力ヨシザワでございます。この切り換え盤のようなもので中央から自動遠隔でしゃ断器を投入するとか、そういうのは、これまでなかったという意識しています。
0:32:19	規制庁西内です。
0:32:22	そうするとそれは今回初めてっていうことですか。
0:32:27	今回の切り換え盤が初めてということですか。
0:32:32	はい、現場の盤ということで、中央から遠隔操作をするということということで、本文に記載していない場合というのは今回は8となります。
0:33:06	規制庁西内です。
0:33:11	ちょっと私が勘違いしてとかかもしれないですけど、何かこのYトレン表1の下で書いてるYトレン機器の切り換え盤やケーブル接続盤っていうものに、今回と同じ位置付けの番が複数あるものと理解してたんですけどそうではないということですかね。
0:33:31	関西電力ヨシザワでございます。今回と同じ位置付けで記載したものではなくて、デビス設備の深川さんの現場操作現場盤というところで、記載しているものでございます。
0:33:49	規制庁西内です。了解しましたそうするとですね。
0:33:54	そうすると、
0:33:56	④の整理をして至って言えます。
0:34:02	④テーマSAの現場操作盤って書いてますけど、現場操作盤っていう整理を今までしていただいて、どうやっていけば理解すればいいんですか。
0:34:13	要はあのSA土、今の話で言うんですよ、SA時の盤とDBの盤で何か書き分けているっていうことは理解できたんですけど、新基準とか今までの工認で
0:34:25	今の話だとSA盤管理番号の違いでしかなくて現場操作が中操遠隔操作盤かっていう違いの説明になってないような気がしていて、
0:34:38	そこはちょっと私の理解が間違ってますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:40	すみません、関西電力ヨシザワでございます。ここで現場操作盤というものには中央からの遠隔操作は含まないというふうにこちらは整理をして記載しているものでございます。
0:34:58	規制庁に周知ですそこは理解をしているつもりなんですけど、一方で、新基準時にはそうやって整理してました。実際の例としてはこういうものがありますとして、中操からの遠隔操作盤がこういうものを書いてないですっていう説明が何か続けてあればすごいよくわかるんですけど。
0:35:14	その説明がなくてなんかそう言われると本当にその整理なんですかっていうような気がするんですけど。
0:35:22	関西電力ヨシザワでございます。おっしゃる通りよくわかりましたので、ちょっと
0:35:30	もうちょっと例示としてふさわしいわかりやすいような
0:35:36	記載に変更したいと思います。
0:35:39	規制庁西内です。
0:35:44	そうですねの新基準のときというか新基準というのはこれまでの工認においては分類を表の分類で整理をしていましたということであればそれがわかるような例示または考え方と同じ考え方ですよ。
0:35:59	また例えば別に例示が必ずしもなきゃいけないと思っていなくて、そ明示がないのであれば考え方に合理性があればいいのかなと思っているので、そういう意味ではこの表 1 の左から 2 列目ですかね、その部分でその現場操作盤中操からの遠隔操作も含まない。
0:36:16	ていうところの考え方をもう少しわかるように拡充をいただくとか、
0:36:20	もしくは例示で示していただくとかそこら辺をちょっと充実いただければなと思います。
0:36:25	少なくとも今の記載への考え方、
0:36:28	左から 2 列目のとこに書いてる話は個別に正直現場操作盤に限らない話だと思っています、
0:36:36	環境っていう意味で言うと、別にその現場操作盤の動的機能を期待してるわけですね中操からの遠隔操作においても、
0:36:45	そういう意味で言うと少なくともその動作環境っていう意味では全く同じ話が県庁はあると思うんですよ。そういう軽重が何かわかるように書いていただくとかちょっと充実をいただければと思います。
0:36:57	ちょっと改めて確認した上で、先ほどハタケヤマからの話の中でもありましたけど、個別の場の耐震設計とかをつけるようはもう等電路として代表する説明はあまりしないのであれば基本設計方針本部から書いていただくというのも一つかなと思いますので、そこら辺も含めて検討いただければと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:21	はい、関西電力ヨシザワでございます。了解いたしました。こちらで検討したいと思えます。
0:37:29	はい。よろしく申し上げます続けて 26 ページをお願いします。
0:37:35	はい。
0:37:38	26 ページのほうの表になんですけど、これはちょっと書いてる範囲がなんか説明書ごとに何か対象が違くなっていう問題意識でして、
0:37:47	まず、所内常設直流電源設備括弧 3 系統目って何で構成されてるのかっていうのはまず表の頭、この(2)の 1 番目とかで明確に書いて欲しいんですよ。
0:37:59	ていうのも、例えばですけど、この表 2 の手設定根拠に関する説明書は充電器にしかまず言及してないじゃないですかこの表は、
0:38:09	一方で健全性のほうに行くとの蓄電池、充電器直流き電盤までの電路ってたまたまこれがフルセットだと思うんですけど、フルセットについては全部言及されていて、
0:38:19	要はを書く。
0:38:21	業ごとに説明をしている対象がなんかずれてるっていただけなんですけど、そういう意味で所内調整所内常設直流電源設備の対象校構成物をすべて書いてもらって、その構成物に対してそれぞれどうか行動書いているのか。
0:38:36	ていうように表を整えて欲しいっていうお願いなんですけど、よろしいですか。
0:38:45	はい、関西電力ヨシザワでございます。構成物ごとに各記載の考え方、これを整理事業に表見直します。
0:38:57	はい。その上でですね、
0:39:00	まずこの(2)の 1 行目、表の上ですね、のところで書いてもらってるんですけど、まだ電路上にある盤の添付資料の記載の考え方っていうふうにちょっと限定されてるんですけど。
0:39:12	これ前回のヒアリングで確かはちょっと私からお願いをして作っていただいたものだと思うんですけどイメージとしては別に晩に限ってなくてですね。
0:39:20	要は今回の申請範囲申請設備っていうものをどのように添付資料に書いているのか、っていうものの整理をお願いしたつもりでしたので、そういう意味で電炉上にある場合に限っていただくのではなくて、まず所内常設直流電源設備の先ほど言った構成。
0:39:36	要素。
0:39:37	具体的に言っても蓄電池、充電器、
0:39:40	あと直流き電直流き電も含むかどうかちょっと置いといて、それそこまでの電路ですよ、電路っていうものの中に版とあとケーブルトレイと電線管ですか、そういったものが含まれるというのはまだまだ明確に書いていただいて、それ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	らごとにどういうふうにセキ添付書に書いているんだというものを整理をいただければと思ってますよろしくお願いします。
0:40:04	はい、関西電力ヨシザワです。了解いたしました。
0:40:09	はい。よろしくお願いします。ちょっとその上で若干細かい話をすいませんこの表の2の中の
0:40:16	一番下に強度に関する説明書っていうのが26ページの一番下ですね、にあると思うんですけど。
0:40:25	これって、別にあのよう目標対比表設備以外は対象外っていう僕理解じゃないかと思ってるんですけど。
0:40:32	要は基本設計方針設備とかでもつけてる例はあると思っていて、単純にその今回の第3電源とかが基準要求に係る基準要求で要求されている設備じゃないからっていうだけだと理解をしてるんですけど。
0:40:47	これはやっぱり要目表以外だからっていうことなんですが、要は基本設計方針設備とかで強度評価している例を今までいっこもないっていう説明ですか。
0:40:58	関西電力ヨシザワでございます。これは今回の第3バッテリーの電路上の番というものを意識して記載しているだけで、これまでも基本設計方針の記載設備迷う目標ないもの。
0:41:15	これについても評価しておりますので、記載について適正化いたします。
0:41:21	はい。よろしくお願いします。
0:41:24	多分これだけ読ま読んできると、そのことないよという多分誰もが思うのかなと思ってるので、ちょっとこの部分とあとそういう意味でははい地図と口頭積この理解なんでしたっけ。
0:41:40	27ページの一番最後ですね今度
0:41:43	そこら辺をちょっと若干細かい話なのでここで回答いただかなくてもいいですけどしっかり今までの実績確認いただいて正しい表現をにつけていただければと思います。
0:41:56	はい、関西電力ヨシザワでございます。了解いたしました。
0:42:20	。
0:42:22	はい。
0:42:32	はい。
0:42:33	見せる規制庁の畠山です。原子力規制庁側からは以上とさせていただきますが、
0:42:41	関西電力の方から、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:43	まず、こちらの進め方、スケジュール感についてお話しいただけますでしょうか、補足説明資料であったり、補正の検討について、どれぐらいのスケジュール感で進めるか、そういったところをお話をお願いします。
0:43:00	関西電力ヨシザワでございます。補足説明資料につきましては、充実して来週の月曜日 8 日には提出させていただきたいと思います。もともと来週月曜日、8 日に
0:43:17	再補正するというので、M3 ホウ酸 4 とともに言っておりましたけども、今回耐震計算書をつけるというところで、これちょっとm3 と 34 の提出時期がちょっとずれる形になるかなと。
0:43:35	いうふうにこちらは考えておまして、というのはM3 については、既設の切換盤ということもあるので、一括工認のときから
0:43:47	耐震計算書自体はあってですね、その確認もきちっとできておりますんで、それをつけて提出するというところで、来週には提出できる見込みとの 11 日木曜日、
0:44:03	今までには提出というふうに今考えているところでございます。34 につきましてはですね、今回新設の版というところもあるので、そのあたり解析業務の品質格好
0:44:20	も含めてですね、きちりとやった上で、再来週以降に提出というふうに考えているところでございます。
0:44:31	原子力規制庁のハタケヤマです確認でございますが美浜のほうの既設側の盤について、こちらのほうは、既認可のほうで説明をしているのでっていうことで早まるということをお話いただきましたが、
0:44:44	こちらは解析業務を発生しないということでしょうか。
0:44:49	一応、設計変更として、
0:44:53	切換盤について改めて耐震計算の必要なものと認識しておりますがその差異が少し
0:45:01	確認ができなかったんで、セキが発生しないのかということを確認をお願いします。
0:45:07	はい、関西電力の北川でございます、一括工認のときから、SAの盤については、規制要求としてはSsの評価だけでいいんですけども、従来からSAについても、SsとSD、これが評価は、
0:45:24	やっけていて、実際に申請書としては要請する部分だけ取り出して出すというのはそういうことをしておりましたんで、SD評価はすでにあるというところで、それをフルパッケージでつくればいいというふうに考えているところでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:07	原子力規制庁の畠山です。今、新規制の施設の方で御説明されているってことだったと思いますが、
0:46:15	具体的な審議性の説明の場所は御説明ページ数であったりといったところを見れば、
0:46:22	それが見れるかどうか御説明いただけますか。そうそう載ってました。
0:46:27	関西電力ヨシザワでございます。新規制で実際に載せているということではなくて、新規制のときの耐震評価を実際やっていてそのときに、FsSD、両方の
0:46:44	評価をした計算書Aがあるというところで、そこは計算書できるまでの品質は確保されたものがあるというそういうことを説明したつもりでした。
0:47:02	すでに品質を確保された解析を行ったものがあってそこを読み込むと差が出ているということですね。
0:47:09	そういうことでございます。
0:47:11	原子力規制庁の畠山です。今の御説明については承知いたしました。
0:47:22	原子力規制庁の竹村です。スケジュール化については承知いたしました。少々お待ちください。
0:47:32	はい。
0:47:36	はい。
0:47:46	はい。
0:47:48	規制庁の関です。今代金日程をお伺いしたんですけど。
0:47:52	関西電力の希望としては美浜を先に許認可の判断をして欲しいというふうに受け取ってよいですか。
0:48:06	はい。関西全カヨシザワでございます。美浜を先に認可いただければというふうに考えております。
0:48:16	規制庁関です。わかりました。はい。今日比
0:48:24	ヒアリングをしたところで耐震は確かに結果を見てみないと私もさえ私達最後決断はできませんけれども
0:48:34	計算書をつけるというところの方針は、今日伺ったので、それを前提に確認のほうしておきます。確認の確認の準備のほうを進めます。また、
0:48:49	今日ヒアリングしたところで耐震以外のところについては、大体見通しが立っているというところもありますので私たちとしては体性は崩さずにこのまま来週木曜日ぐらい出てくるっていうお話であれば、
0:49:08	ほかの条項の確認のほうを先行して進めるという形でやっていきたいと考えています。
0:49:16	私からは以上になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:25	関西電力ヨシザワでございます。美浜につきましては来週木曜までには再補正提出させていただきますので。何卒よろしくお願いします。
0:49:39	はい、規制庁の関するできるところはしかやはりやるということで理解をしてしました。
0:49:47	もうスケジュール感でお願いします。
0:49:56	はい。
0:49:58	2006 規制庁ハタケヤマです。議事録規制庁側からは全体を通して以上になります。関西電力事業本部から何かございますでしょうか。全体通してお願いします。
0:50:11	関西電力ヨシザワでございます。こちらからは特にございません。
0:50:18	はい、大飯発電所からは何かございますでしょうか。
0:50:26	大飯発電所から特にございません。
0:50:29	はい、承知しました美浜発電所からございますでしょうか。
0:50:34	美浜発電所も特にございません。
0:50:37	はい、東京支社から何かございますでしょうか。
0:50:41	配当業者から特にございません。どうもありがとうございました。はい、ありがとうございます。では、本日のヒアリングについては以上とさせていただきます。本日はありがとうございました。
0:50:51	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。